

## 第5章 部分品・附属品の判定

計測装置等は、その装置用に専用設計されたユニット、組立品、ボードアッセンブリ又は電源ユニット等で構成されています。この章では、これらのものを法令にならって「部分品」（部品とは言わない。）と称し、「部分品」を単体で輸出する場合などに備え、判定手順について説明していきます。

なお、用途も限定されず広範囲に各種装置に使用できる、たとえば次のような汎用品の判定は、今一度「第3章 貨物の判定」を参照してください。

- (例)
- ・カメラに取付けられている汎用レンズ
  - ・トランジスタ、ICなどの汎用品
  - ・製品に附属される汎用ケーブル

Q5-1：法令では、「部分品」は何か限定されたものになっているのですか？

A5-1：運用通達では、「他の用途に用いることができるものを除く」と定義されているのがほとんどです。

Q5-2：では、「他の用途に用いることができるものを除く」とはどういう意味ですか？

A5-2：輸出令別表第1の7項(16)（貨物等省令第6条第十七号）の部分品規制で説明しましょう。

| 貨物等省令第6条第十七号   | 運用通達（7項）   |                             |
|--|------------|-----------------------------|
| 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品 | 部分品<br>附属品 | <u>他の用途に用いることができるものを除く。</u> |

これは、7項(16)用以外にも用いることができるものを除くということです。7項(16)に専用に設計したものではなく汎用的な用途のものは除くということです。他の項番の貨物用に設計したが、たまたま本項番の貨物でも使用できる部分品は除くということです。

言い換えれば、専用に設計された部分品だけを規制する（＝判定要）ということです。ちなみに、貨物等省令第6条第十七号の根拠となるワッセナー・アレンジメント規制条項は以下の通りですが、この「specially designed」が「専用に設計された」にあたります。

| ワッセナー・アレンジメント（WA3.B.1）  |
|---|
| Equipment for the manufacturing of semiconductor devices or materials, as follows and specially designed components and accessories therefor: |

(2017年12月7日現在)